

飯岡 宏之**

鈴木 伸治***

By Hiroshi Iioka

Nobuharu Suzuki

水道水源林とは都市用水の出現によって生じた都市の所有、経営による涵養林である。森林は古来、治水の要とされてきたが、明治期、資本主義の本源的蓄積過程は持続的な管理の基礎である林野とともに水利慣行を崩壊にさらした。都市による新規取水は各地で紛争をおこしたが、また、都市と水源地の関係を反映する水道水源林という形態をもたらした。本論文は、近代水道創設の地である横浜市の水源林経営、水道の変遷、上流村落と都市の関係を研究することをおもに、あわせて水源管理の今日的課題を検討したものである。

第1章 研究の目的と背景

2000年の統計では2444万ha、国土面積の70%をしめる森林は、河川への土砂流出抑制、流量均等化、水質の浄化など、日本の気象条件、急峻な地形とあいまって、国土保全の要として位置づけられてきた。森林の機能については、人間社会やその農耕との関係、流出量など水文学的な研究、など多くの論文がある。しかし、都市が上流の水源林を所有、経営を行っている例はまれであることもあって、水道水源林の社会的研究は泉の東京、横浜、甲府を事例とした一連の研究が初めてとおもわれる。

泉は「近代水源林の誕生とその軌跡」で水道事業の経営による水源林を「近代水源林」と規定し、「水道水源林は森林の公益的発揮という今日的な要請に100年前から応えてきた事例であり（略）その再評価を行うことは森林や水資源の管理が転換点にさしかかっている今日大きな意義を持っている」¹としている。全国的には水源地は森林法による水源涵養林に指定されて、森林事業に利水者である都市が補助をする例は数多いが、水道水源林はおおよそ東京都2万ha、横浜市3千haは例外的に大規模で、神奈川県が20haを保有するなどが一般的である。

都市用水のあり方が環境的課題として問われている今日、「近代水源林」がある村落と都市の研究は重要であるが、利水者である都市に視点をおいて、近代水源林にあたえた影響の研究は行われてはいない、本論文では横浜市の明治から大正期、水道事業創設時から水源林所有にいたる経過をおい、相互関係を整理し、あわせて今後の水道水源林のあり方に示唆をえようとするものである

第2章 道志村と天皇御料林の創設

横浜水道は1887(明治20)年に神奈川県によって施工

され、1889(明治22)年の自治制度発足と水道経営を原則市町村とする水道条例の発布で、横浜市に引渡された。原水のろ過機能を持ち、鉄管での圧力給水、常時給水を行うという日本で初めての「近代水道」である。

横浜市の道志水源林は1916(大正5)年、市によって買収され、現在、水道局管理所が道志村総面積79.57km²の3分の1、2873ha(28.73km²)を所有、管理し、うち施業計画による人工林は約1000haである。

山梨県南都留郡にある道志村は「道志七里」といわれ道志川に沿って約20km地積が存在する村落である。神奈川県に隣接し、横浜市が創設以来、唯一の水利権2m³/sをもつ取水口がある神奈川県津久井郡青山(現在の神奈川県相模原市津久井町)の上流にある山村であって、明治時代に村制が成立して以来、単独で今日にいたっている自治体である。標高400m~820mと高低差が大きく、平均気温11℃、最低-5℃で、降水量2223mmと比較的多雨、積雪は40cmと多くはない。1836(天保6)年の明細書上帳に道志村は「田三拾七町二反、桑百拾八束、鮎川御運上水上納、絹袖御運上水上納、薪秣当村山二而最寄次第取来申候、当村内久保組之義は秋山村入会申候」²とある。狭隘な平地にわずかな田畑と桑畑があり、鮎と絹を藩への献上品として、村をかこむ丹沢の入会地からの薪炭、秣を採取して暮らしているという典型的な山村であった。今日でも、山林が90%以上をしめ林業をおもにした産業構造は、1951(昭和26)年になって山中湖、津久井町との縦断道路が完成して、建設業、製造業、観光業が加わるまで、基本的には変わらなかった。

江戸時代、甲斐の国であった山梨県は武田氏滅亡後、多くが天領となっていたが、山林の管理については厳密な慣行が確立して入会団体でもある部落によって管理さ

* keyword: 水道、都市用水、水源、林野

** 学生会員 修士(学術)、横浜市立大学大学院博士課程 (〒230-0071 横浜市鶴見区駒岡3-30-G-408)

*** 正会員 博士(工学)、横浜市立大学国際総合科学部 (〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸22-2)

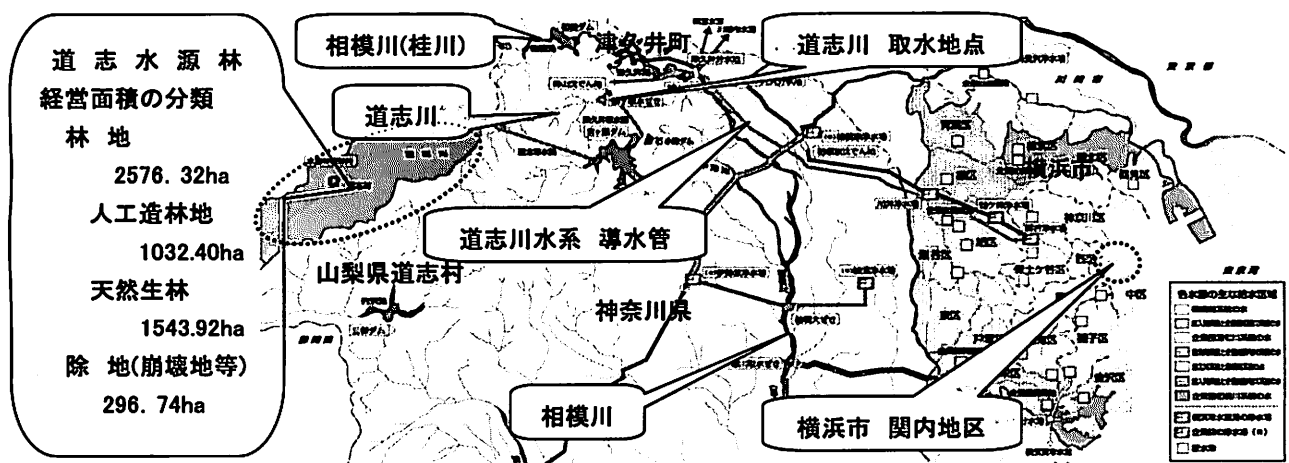


図1 横浜市と山梨県道志村、道志川取水地点からの経路 (作成：飯岡 出典：横浜水道局資料に加筆)

れ、また生活のための出入り自由の入会地があった。明治の「山林官民有区分別」で山梨県は入会地を原則官有とする方針をとり、1891(明治14)年「山梨県全山の99%を横奪したことが地租改正事務局総裁に報告された。しかし、このような形で官有地を創出したものの、その過程が過程であっただけに農民の実力による抵抗―盗伐・放火・保護放棄・乱伐―のために山林原野はかなり荒廃してしまった」³とされる。しかも、プロシヤ王制に学んで皇室による財産形成を目論んだ政府は33万7千町歩(1町歩はほぼ1ha)の官有地のうち経済性の高い「美林」である富士、丹沢、萩原など21万5千町歩を1889(明治22)年に天皇世襲で分割することはできない「世伝御料地」に編入したのである。

神奈川県津久井郡もまた丹沢山などが「明治22年10月12日付をもって下記の官有山林原野が内務・農務大臣から皇室附属地に編入された旨の訓令があった。相模の国一円及び武蔵国西多摩、南多摩、北多摩、橋郡、都築郡、久良岐郡の六郡、官林反別2万467町歩」⁴(三多摩は神奈川県であって、1893(明治26)年に東京市の水源である多摩川の一貫管理を理由に東京府に移される)であったが、神奈川県は官有区分では山梨県とは対称的に官有地拡大の方針をとらず、とくに津久井郡は「1953(昭和28)年の町村合併時でも88%が一村共有地として入会慣行を維持していた」⁵このことが、おなじ水源でありながら山梨県と神奈川県のその後を分けたといえよう。

第3章 横浜水道と用地買収

横浜は1859(安政6)年に開港した当時、戸数百という半農半漁の一寒村であった。埋立によって外国人居留地区と市街地が形成され、周辺には日本人による商業地、居住地が拡大する。船舶給水をふくめ港湾整備は急務であり、また、周期的に流行を繰り返すコレラなどの伝染病対策、江戸末期の不安な状況を反映しての火付けなどの消火、防災も課題となった。

水道創設は急務であって、外国人からいくつかの計画が提出された。1884(明治17)年、内務卿山縣有朋は太政

大臣三條實美にあて「該地ハ内外人船舶等輻輳ノ要港ニシテ飲用水ノ改良セサルカハ勿論殊ニ外人ノ冀望尤モサン葉切ナレハ到底起工ノ外之レアル間敷然メ其工事負担ニ至テハ官ヲ以テセンカ(略)政府ニ於テ一切引受ケ外之ナク」⁶と交易が盛んな横浜港ではあるが、とくに外国人からの飲用水の改良要求が切実であるので、政府によって工事をするしかないと報告し、これをうけて、国庫から総額百万円を1885(明治18)年度から4年間で支出する決裁をうけている。

神奈川県の依頼をうけて、英国陸軍大佐H. S. パーマーは多摩川と相模川の2案の検討を依頼されたが、県令、沖守固は相模川に将来性をみだし、横浜から約50kmはなれた相模川本流と道志川の合流点の津久井郡三井に取水口を築造し、蒸気機関による揚水のあと鉄管で導水し、市内浄水場をへて1887(明治20)年10月に給水を開始した。計画給水人口7万、一日最大給水量5700m³であった。1889(明治22)年、横浜市に移管されたが、1895(明治28)年には人口12万余、給水人口8万6千になり、上流に取水口を移転し全量を道志川からの自然流下にするなど改良工事に取り組んだが、断水、減水が頻発、市域拡大もあって戦前、三度の根本的な拡張工事を施工することになる。

ところで、水道工事への上流の人々の対応はどのようなものであったであろうか。横浜市による第1回拡張工事の記録である1903(明治36)年発刊の「横浜市水道誌」に「工事ノ困難ナリシコト是ナリ、ソノ主ナル二三ノ例ヲクレハ、測量ニ際シ村民ノ妨害ヲ蒙リ、測量ノ妨害ハ損害ノ賠償ヨリテ速ヤカニ解キタルモ土地買収を承諾セシムルハ容易ノ業ニアラサリキ、元来水道ニテハ単ニ一直線ノ線路用地ヲ買収スレハ則足ル、然レトモ斯克テハ土地分裂手續ノ煩ナルノミナラス残地ノ価格ヲ貶スノ嫌ヒアリテ概ネ其ノ売却欲セス、加ウルニモ私有地ニアリテハ祖先相伝ノ地ナレハ之ヲ他人ニ譲ルトキハ他ニ代地ナク恒産ヲ失ウト為シ、又共有地ニ在リテハ一村ノ基本財産ヲナレハ之ヲ動ス能ワスト為ス等、苦情百出シタルモ土地収用法ノ適用ハ他日ノ事業上得策ニアラスト信

ジ、ナルベク談笑ノ間ニ処理センコトヲ期シ」⁷とある。すなわち測量の妨害は賠償請求でたりが①土地を直線で購入することは土地の価格を下げる②私有地を売るとは産業をなくす③共有地は村の財産であるから売れないとしてことごとく協力をえられなかった。しかし、土地収用法の適用はかえって混乱をするので「その場では談笑にて」融和を図ったということである。土地買収は横浜市会におかれた水道常設委員会の市会議員や専門家にまかされてなんとか成功したが、津久井郡は1908(明治41)年、八王子から東神奈川間(42.9km)に横浜商人の出資による私鉄の「横浜鉄道」(現在の横浜線)が生糸を横浜港から輸出するなどの目的で開通し交通が便利になるなどすでに横浜と縁浅からぬものであったが、相模川とは何の関わりもなかったはずの横浜が、遠路、水道を引くということへの理解は困難であった。

さらに、津久井郡のほとんどが共有林であって厳しい慣行のもと、売買には部落全体の合意が必要となるなど容易ではなかった。取水口もなく、交通は山梨県の谷村(現在の都留市)への山越えがおもで、津久井郡との利便もまだ容易ではなかった道志村にとって、横浜市が村の共有地を買収するとは想像もつかなかったであろう。

第4章 水利と林野慣行の解体

支流の道志川、上流では桂川となる相模川は舟運、流筏がさかんであった。道志の「鼻曲がり」鮎は名品であって藩への献上品となっていて禁漁期間をもうけるなどの管理が行われていた。明治時代になると上流では水車による生糸工場の建設、台地への灌漑によって水田面積が拡大した。後期になると土木事業のために砂利採取が頻繁に行われ、桂川には多くの水力発電所が建設された。

道志村でも1906(明治39)年に村内に水力発電の計画が、1911(明治44)年には鉾山の採掘が申請されたが、水道水への影響を懸念した横浜市によっていずれも阻止されている⁸。横浜市選出の代議士、島田三郎は足尾鉾毒事件の田中正造を支援し、市内で政談演説会を開いている。田中は「鉾毒ハ沈滞性ナルガ故ニ其始メ害ノ希薄ナル時ニアリテハ何人トモ気付クモノナシ」⁹と注意を喚起している。市民が鉾毒を知っていたことで、市会の道志鉾山中止への素早い対応となったのであろう。

相模川上流は水が引きづらい土地であって、水利は部落の厳しい入会慣行によって調整されたが、資本主義的要請による水道、発電事業の水利用は大規模であって、既存の水利に影響を与えないわけにかなかった。とくに、津久井郡青根村への取水口移転は道志川のみ取水になることで減水を厳しくし、たびたび神奈川県に陳情が行われることになる。なお、筆者はパーマーが取水を蒸気機関によったのは、横断した堰が不要、水位変化に応じることが可能などから、船筏などの交通、漁業に支障が発生しないようにしたものと考え。二川の合流地

点への取水口設置などもふくめ、低水工事を得意としたオランダ人ならではの推察されるが、史料を書いているので今後の研究課題としたいとおもっている。

津久井郡中野村、三沢村、大井村などの住民、漁業者は1913(大正2)年、大島知事あての「減水救済嘆願書」で「横浜水道施設以来道志川流域ハ次第ニ変更シ水量ハ益々減水ヲ来シ、為メニ舟筏木材ノ運搬力ハ減殺セラレ魚属ノ繁殖ヲ妨グル事莫大ナリトス、該工事材料トスル砂利石等ノ採掘夥シク川床ハ変動ニ変動ヲ加エ砂利ハ間断ナク放流セラレ魚属ノ遡上ヲ妨グル事著大ナリ、工事用トシテ水力電気ノ起工アリ、水流ハ途中間断ヲ生ズル事数町舟筏為ニ運搬難シトス」と非難をし、第2回拡張工事の「四十式寸大鉄管ノ布設ヲ了スル暁ニ於テテヤ、道志川沿岸祖先以来之レニ由テ営メル職業ハ全ク横浜市ノ為メニ奪取セラル悲慘ノ極ナラズヤ」¹⁰と横浜水道の取水と水道工事資材の砂利採取、動力用発電で道志川に断流が生じ、筏の木材運搬、魚類の遡上が妨げられている。さらに水道拡張工事が行われれば生活の道がなくなると、水道工事の中止などの対策を求めている。対立は各村と都市の紛争の様相をなして厳しいものであった。

相模川の水源地、とくに山梨県側は入会を認めなかったので、何らの手入れも行われず、乱伐、盗伐で荒れるにまかせていた。「横浜市水道誌」の巻末「横浜水道水源地方調査書」によれば「涵養林濫伐酷採ノ結果此ニ至リタルモノト想像スルニ足ル、現ニ道志川ノ発源地タル長又澤ノオケル涵養林ノ如キ既ニ数年以前御料局ニ於イテ其ノ一部分ノ立木ヲ払下ケ、其ノ伐採跡地ハ今ニ植樹スルニ至ラス、為ニ同所ヨリ分派スル長又澤ノ一肢脈ノ乾涸シタルヲ見ル」¹¹として、数年にわたり植樹がなされない状況であったと記している。そこに山梨県をおもに1907(明治40)年、1910(明治43)年、1914(大正3年)、台風による洪水が発生し、相模川下流では1910年がもっとも被害が大きく死者4人、全壊家屋6戸、床上浸水316戸という惨状をていした。横浜水道も導水管が落下するなど、洪水のたびに被害をうけ、長期に断水をしている。

山梨県では、このようないちじるしい河川の荒廃と、御料林への村民の抵抗、下げ戻し運動もはげしくなるなか、1912(大正元)年、明治政府は疲弊した人民を助けるという名目で御料林を山梨県に引き渡した。県はこれを「恩賜林」と名付けて県有林とし「入会慣行はあっても入会権はない」と村民の入会を否認したが、「山が帰ってこない」ことに激怒した村民は激しく反発し、ついに県は入会権をみとめ入会団体(林野組合)に木材収益の一部を払うことにした。一方、管理不便の地を「不要存置見込面積」¹²として売払いを検討していたのである¹³。

第6章 横浜市による水源林の取得

横浜市は1904(明治37)年、「市会の決議をうけて道志村御料地および(神奈川県の)青根村のうち青根村ほか

2 ヲカ村の共有林を保安林に編入するように申請」をしたが、「山梨県でも翌三十八年九月から実地調査をしたが結論に達せず、また、地元の青根村でもこの措置が禁伐となると反対したので、結局は実現をみなかった」¹⁴、1915(大正4)年10月、横浜市は再度、恩賜林の買収を山梨県に申し入れ、翌年6月には引き渡された。横浜水道70年史には「たまたま大正5年(1916)横浜市長荒井義太郎が山梨県知事をたずね、横浜市では御大典記念事業として横浜市民の安定を願うため、横浜水道百年の計として道志川水源確保の目的をもって道志村県有林の譲渡をうけたいと申し出た。山梨県知事も熟考を約して別れたが、その後土地出身の樋口助役の熱心な推進もあって、山梨県においても市の趣旨を了解し特に横浜水道のため、恩賜県有林の譲渡を承諾し、大正5年(1916)5月20日、その契約の調印を終えた。土地代は年賦払とし、大正8年(1919)8月29日代金を完納するに及び9月9日所有権移転登記を終了した。水源買収面積2804町1畝15歩、水源買収価格131414円96銭8里」¹⁵と書かれている。

その背景には、10年にもおよぶ帝室御料局とのやりとりをへて1912(大正元)年、萩原御料林5603町歩が東京府へ譲渡されていることがある。東京府はすでに1900(明治33)年に多摩川水源地の調査を行い。森林の荒廃が放任できない状態にあるとして、翌年、山梨県丹波、小菅村、東京府下米川村日原川の普通御料林(売却可能な財産)669町歩を6782円で買収した(実際には約8000町歩あった)。なお、その際に萩原山御料林は「世伝御料林であるために、同時に譲渡を受けることができなかったが、他日、世伝御料林の解除をまって、前者と同じ条件で譲渡する内約があった」とされる¹⁶。

山梨県も「御下賜」にあたって、林野と入会団体の関係もかねて現況調査をした「恩賜県有林財産善後経営の根本策をたつるに方たり、まず林地の地形を整理して管理上の便益を図らしむとし」¹⁷、結果、総面積28万2848町歩のうち1万7535町歩を不要として売払いの対象としている。うち、3分の2の5417町歩が南都留郡、過半が道志村である。このように、山梨県は道志村を処分の対象とし、横浜市は水源地とし、お互いの利害があったことが早急な進展を促したといえよう。世論には東京に比べて高すぎるという声もあったが、市会は御大典事業ゆえであったのだろうか、論議もなく可決された。

道志村の村誌でもある「道志七里」に水源林の売却は「村を横浜に売られた話」として登場する「日を経てこの悲報は風に乗って村当局者の脳天を、大鉄槌でぶちのめしたように伝わってきた」、村では緊急村議会が開かれて県会議員に要請に行くと『何も横浜に売ったかといって騒ぐことはなかろう、従来県の恩賜財産並に扱う売払条件だから…』と陳情書は却下されてしまう。道志水源林は恩賜林規則を準用して「39林班に区割りされ、入会慣行地には第1区を以て久保、小善地、部落とし、

第2区に竹之本、川原畑部落、第3区に神地、善之木両部落を伐採区に定め」て施業された¹⁸。

なお、神奈川県津久井郡の入会地は「官民区分」で民有林となったあと、部落ごとの財産区が発足、相模原市に合併後も共有財産としての財産区が存在している。

第5章 戦前の横浜市政と水道事業

横浜で近代水道が給水を開始して、2年後、1889(明治22)年は帝国憲法発布、帝国議会開始とともに市制施行をむかえる。しかし、市制以前に貿易商によって組織された町会所と、貿易額によって徴収された歩合金によって、本町外13ヶ町町会(関内連合町会)がガス局、商業学校、病院などの財産をすでにもっていた。市制施行後、市会ではこの財産を市に譲渡するかで紛糾し、しばしば議会では空転、解散する。水道ともに公益事業であったガス局は利益処分をめぐる疑惑と採算問題で12年間もの騒動になって市に売却され水道ガス局となる。

市会で水道拡張工事が議題となって具体的な議論がなされるのは1893(明治26)年「市会が横浜水道拡張工事費国庫補助を内相、蔵相へ請願」(毎日新聞、9月28日)で、移管から5年余をへていた。市会への水道への関心は決して高くはなかった。なぜなら、初の選挙で横浜市でも市会議員36人が選ばれたが、選挙権は満25歳以上の男子戸主、2年以上居住して市町村の負担を分任、地租、または2円以上の直接国税納入者たることとし、住民12万人のうち698人すぎなかった。つまり関内または近辺に居住する貿易商、地主などの高額所得者であって、すでに水道が優先的に各戸に引かれていて、不便を感じていない人々であったからであろう。なお、市長は市会の推薦によって内務大臣が選任し、市執行機関として市長と市会議員による参事会が設けられ、水道局長も参事会から選任されていた。開港から日が浅い横浜市では商人組合などの組織も出来たばかりであって運営は安定していなかった。市政は日本人貿易商が力をもつ前にすでに活躍していた「地主派」と貿易商「商人派」に別れて権勢をあらそっていた。市長など執行役も名士からの力関係で選ばれ、当初は多分に名誉職に近かったのである¹⁹。

コレラは外国からもたらされた伝染病であって1822(文政5)年、1858(安政5)年から1860(万延元)年に長崎から流行し、オランダからもたらされた。明治時代にもたびたび流行するが、1882(明治15)年に横浜から発生したコレラは全国で3万人以上が死亡した。さらに、腸チフス、赤痢などの伝染病も発生している。水道条例の素案を作成した政府の衛生局長、長与専斎はコレラ予防法として「元来衛生工事は、上水の供給法、下水の排除法、家屋の建築法等の事項を包括し、三者の必要いずれも軽重のさがないけれど、これを一斉に着手させることは、費用が莫大で実際上行うことができない。そうして本員は上水の供給法が最急なものと考え。その

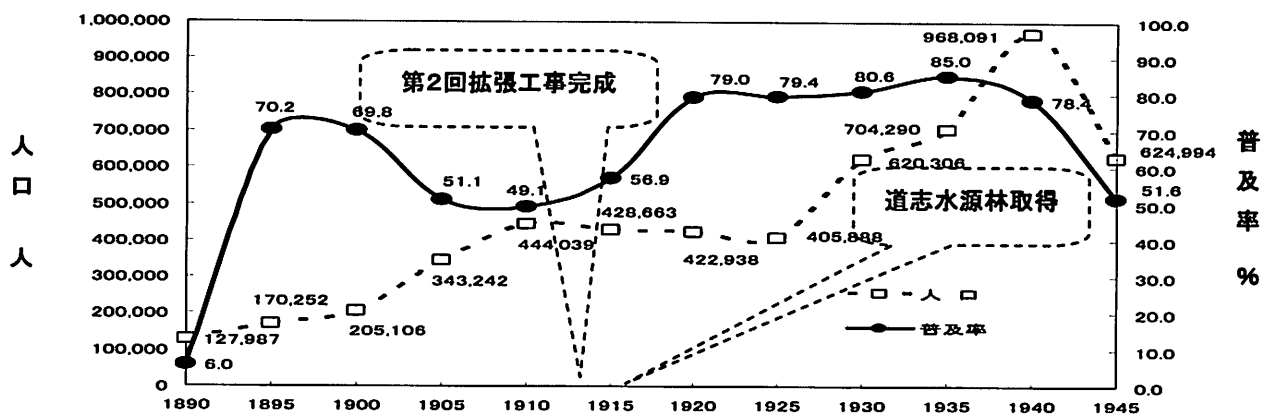


図 2 横浜市の人口と普及率(世帯)推移 (作成: 飯岡)

理由は、飲料水は直接各自の口腹に入るもので、今日の学説によるときは、我が国大災厄であるコレラの予防に最も関係あがるからである」²⁰として水道を緊急の課題として、流行を未然に防ぐことに重点をおいた。

横浜市は開港以降、山村や隣接市町村から職を求めて人々が流入し関内、関外の周辺に居住した。しかし、多くの土地は排水がわるく、井戸に汚水がまじるなど状況の改善は一刻をあらそう事態であった。創設時の工事記録である神奈川県「横浜水道誌」では「106 か所の井戸を検査したが飲用に適するの 33 か所にすぎなかったとし、飲用できる天然の地である中村町、太田町では井戸のそばに便所を設置しており『悪疫流行ノ際ニハ飲料水ニ注意セサルヲ得サルハ実ニ争フヘカラスノ事実タルヲ知ルヘシ』」²¹と述べている。山田は明治後期には関内、関外が人口減少に転じるなか、増大をつづける「三種の形」として、①第2次拡張の新開地、関内、関外周辺②第1次拡張による神奈川町、青木町、浅間町、子安町、本牧町、北方町、中村町、根岸町等③旧市内の特定地域、三吉町、永楽町、真金町、平沼町、西戸部町、南太田町、南吉田町、岡野町等で、当時の平均をはるかに越えた高い未就学児童をかかえている下層地域であるとし「横浜市域の人口集積はいままでの関内、関外地域から 40 年、45 年を転期として新開地周辺部と旧市内の下層密集地域への集積という二方向をとり始めた」とみることができる。横浜都市形成の第一期ドーナツ型現象の出現と下層密集地域の拡大再生産²²と分析している。このころ市内人口は 37 万人に達し水道は能力不足のため、たびたび断水を繰り返すが「全市総面積の半ば以上をしめる」²³下層地域は伝染病の発生源と疑われたにも関わらず、水道の供給範囲外であった。

1914(大正 3)年、横浜市が水源林を買収する時期は、全市と山手居留地区への供給を目的とした第2回拡張工事が完成して「従来の断水騒ぎから、一挙に余剰水を生じる状態になったとき、あたかも欧州大戦が勃発してわが国は空前の好景気に恵まれ、諸工業は飛躍的に興隆した時期」²⁴であった。しかし、工事費は 700 万円におよび、水源林買収の 13 万円の余裕があったかは疑問である。

しかも、1914(大正 6)年給水条例の改正では「応益負担主義に徹底しているの、もっと社会政策を加味して支払いが容易にできるよう」との市会の修正意見がついて、給水工事の月賦制が導入されなどしたが、低所得者には支払い能力がなかったのである。財政の好転は、市外給水条例を制定して区域外の保土ヶ谷地域、京浜大工場に給水をはじめなどの工業用水の拡大と一部の工場管理職層、技術者など中所得者層の出現によるもので、基本的には収益優先の施策がとられ続けた。

水道を必要とする下層社会の人々に生活用水が普及するのは米騒動など社会運動の高揚、関東大震災の復興時の大幅な水道料金の値上げなどをうけて、民衆の運動が組織化されるようになってからである。それは 20 年後、1935(昭和 10)年ごろのことになる。横浜という歴史の浅い都市にわずか 80 年前に「流民」として集まった人々に、「市民」として連帯と意識が醸成されるなかで達成された。

第6章 おわりに

横浜市が水源林を買収した理由はなんだろうか。横浜市は戦争をはさんで 1949(昭和 24)年に相模川河水統制事業が完成して相模ダムから取水するまで 60 年間ものあいだ道志川の水源にたよらざるをえなかった。その道志川は林野慣行の崩壊による山林の荒廃ははげしく、洪水のたびに地盤が崩落して長期の断水をまねく、1907(明治 40)年、横浜貿易新聞は「暴風雨のため導水管十数本河中に崩落断水」し、横浜市は市長三橋信方名で「その被害の程度甚大にして、復旧に多大の日子を要すべく候。然るに今二五日午後一時現在貯水池水量は僅々市半日の需要水量に過ぎざるを、少なくとも向こう十日間位節約分用し、以て飲用水の全く途絶するを防ぐ方法として、明後二七日まで当分の内毎日、午前五時より六時三十分まで一時間半づつ給水を為し、其余の時間は全く断水候に付、改めて公告及候也。追て本文の次第に付き、飲用水の外一切の用水使用を謝絶候也。明治四十年八月二五日」²⁵と報じた。したがって、道志村からの山林の買収は確かに水源地の保全にあったであろう。しかし、ここで疑問があるのは被害を受けた神奈川県側

への態度である。横浜市は神奈川県の入会林野に買収交渉をした形跡は筆者の調べたかぎりでは見られない、それどころか布設替えによって不要になった土地を売却しているのである²⁶。ここには多分に政治的な判断がはいっているといわざるをえない。入会慣行が強固であって、かつ横浜と同じ県である津久井に手をつけることは県会での論議をまきおこすことになる。当時、津久井地方は三多摩地区と同じく自由民権運動の拠点であった。

しかし、また区域拡大とともに急増する人口、組織化される社会運動などを背景に居住地の改善を求める声は大きくなる。それは港湾建設、埋立事業、工場誘致などの社会基盤優先の施策に対する批判であって、水道の24時間、全戸給水など生活基盤の充実への市民の切実で当然な要求であった。そこにちょうど、山梨県恩賜林の県への御下賜による一部の土地の処分と東京市の水源林取得の動きが横浜にも伝わってきたことは想像できよう。結果、横浜市の山梨県への直接交渉と取得にいたったとしてもおかしくない。それは御大典事業として横浜市の水道事業への姿勢を多にアピールする機会になった。

今日、横浜における水源林の意義は大きい。水源林は横浜市の環境行政のシンボリックな存在にもなっている。荒れる民有林にも水道局を仲介にして市民ボランティアによる手入れが行われ、上流と下流との交流も活発になっている。水源林管理所はこれらの指導もしながら、施業計画は10年ごと、第9期目におよんでいる。今期では混交林、複層林化による涵養機能の向上を図っている。さらに、横浜市は1980年代の村を二分したゴルフ場建設の収拾から道志村に公共信託基金10億円を設立し、補助事業では林業改善等に年間約8500万円、高度合併浄化槽の全世帯687基設置にむけて総額25億円を実施している。

しかし、道志村は周辺市町村との合併協議が不調に終わった後、2003(平成15)年、横浜市へ合併を申し入れた。県境をこえた合併として話題になった。合併協議は市と村との協議会の設置でおわったが水源林があたえる村政への影響を再認識させた。道志村の人口は1955(昭和30)年3372人を最高に、2千人台で推移しているが、主たる産業であった林業の衰退、高齢化など自立への道のりはきびしい。横浜市にとっては水源地であっても、道志村にとっては3分の1の土地をもつ大地主であって、将来計画に大きな影響をもつのである。しかも、下流の都市の人々は避暑をもとめてロッジなどの建設が相次ぎ、キャンプ場も拡張されている。その影響はとくに夏季の道志川原水の急激な水質悪化としてあらわれている。

最後にまとめとして①以上みたように戦前、水道行政は会計上、市の特別会計としたが、運営の独立性は実質的にはほとんどなかった。財政上も創設工事は国庫金によっており、水道料金収入も予定より少なく、市費にたよらざるをえなかった。また、市政も水道を生活用水、衛生向上策として積極的に普及する姿勢はなかった。道

志水源林の創設もその影響を色濃くうけている。②水道水源林は都市と上流村落との時代時代の関係を反映している。明治期の地租改正による近代的な所有権の確立、山林の官民所有区分は、水利と林野の入会慣行に深刻な影響をもたらした。入会慣行は部落的、封建的なものであったが、持続的な管理をもたらしていた。③横浜の水道水源林は横浜市がもつ唯一の水利権を維持する要となっている。それは当初は水道の安全供給のシンボリックな存在であったが、今日では環境的なものとなっている。

④道志水道水源林のもつ機能には地域的な限界があって、河川全体の管理、流域管理が不可欠となっている。持続的な森林、河川の管理のためには入会慣行を現代的に見直す必要があると考える。

今日、都市用水をふくめて水行政は人口減少、環境配慮など、そのあり方の再検討を求められている。近代水源林=水道水源林はすぐれて都市の課題といえよう。近代の水道水源林がそのシンボルになれるかどうかは市民自治の発揮にかかっている。

引用・参考文献

- ¹ 泉圭子、『近代水源林の誕生とその軌跡-森と都市の環境史-』、東京大学出版会、p2、2004
- ² 伊藤堅吉、『道志七里』、又新社、p40、1953
- ³ 北条浩、『村と入会の百年史』、御茶の水書房、p36、1978
- ⁴ 神奈川県、『神奈川の林政史』、p61、1984
- ⁵ 津久井町教育委員会・津久井町郷土誌編集委員会、『津久井町郷土誌』、p542、1987
- ⁶ 国立公文書館、太政類典、1885
- ⁷ 横浜市水道局、『横浜市水道誌』、p567、1903
- ⁸ 横浜市水道局、『横浜水道70年史』、p75、1961
- ⁹ 田中正造全集編纂委員会、『田中正造全集第8巻』、p4、1977、1898(明治31)年、第12回帝国議会での質問書
- ¹⁰ 神奈川県立公文書館、土木地理回議録、1917
- ¹¹ 前掲、『横浜市水道誌』、p350
- ¹² 山梨県、『山梨県林政誌』、p273
- ¹³ 参考文献
恩賜林保護組合連合会、『山梨県恩賜林組合史』、1998、
中尾英俊、『入会林野の法律問題』、勁草書房、1969、
北条浩、『村と入会の百年史』、御茶の水書房
- ¹⁴ 前掲、『横浜市の会史第2巻』、p912
- ¹⁵ 前掲、『横浜水道70年史』、p167
- ¹⁶ 東京都水道局、『東京都水道史』、p426、1952
- ¹⁷ 山梨県、『山梨県恩賜林県有財産沿革誌』、p194、1926
- ¹⁸ 前掲、『道志七里』、p538~544
- ¹⁹ 参考文献
横浜開港資料館、『市制施行と横浜の人々』、1988、
有隣堂、『横浜商人とその時代』、1994、
横浜市立大学経済研究所、『横浜経済文化事典』、1958
- ²⁰ 水道制度百年史編纂委員会、『水道制度百年史』、厚生省生活衛生局水道環境部、p8、1990
- ²¹ 神奈川県、『横浜水道誌』、p14~15、1897
- ²² 山田操、『京浜都市問題』、恒星社恒生閣、p27、1974
- ²³ 前掲、『横浜市の会史第2巻』、p874
- ²⁴ 前掲、『横浜水道70年史』、p864~865
- ²⁵ 横浜市、『横浜市の会史第2巻』、p874、1983
- ²⁶ 神奈川県立公文書館、『三樹家文書』、1916